

SAGA2024実行委員会会則

平成26年(2014年)10月9日
準備委員会設立会決定
平成27年(2015年)10月15日
第3回準備委員会一部改正
平成28年(2016年)5月31日
第2回総会一部改正
平成30年(2018年)5月8日
第4回総会一部改正
平成30年(2018年)7月18日
第5回総会一部改正
令和元年(2019年)5月29日
第6回総会一部改正
令和2年(2020年)7月21日
第7回総会一部改正
令和2年(2020年)10月23日
第8回総会一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和6年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他実行委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 県、市町の代表者及びその他役職員
- (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 県外競技会運営委員会

(総会)

第 1 1 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 大会の基本構想に関する事項

(2) 会則の制定及び改廃に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

(4) 収支予算及び収支決算に関する事項

(5) 常任委員会に委任する事項に関する事項

(6) 実行委員会の解散に関する事項

(7) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

7 第 4 項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第 1 2 条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。

3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会から委任された事項

(2) 専門委員会の種類及び専門委員会に付託または委任する事項

(3) 県外競技会運営委員会の種類及び県外競技会運営委員会に委任する事項

(4) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項

(5) その他委員長が必要と認める事項

5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。

6 前条第 4 項から第 7 項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第 1 3 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第 8 条第 1 項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外競技会運営委員会)

第 1 4 条 県外競技会運営委員会は、会長が委嘱した運営委員をもって構成する。

2 県外競技会運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第 8 条第 1 項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、県外競技会運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、

会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会で議決すべき事項に関し、特に緊急を要する場合において、総会を開会する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事項を処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第18条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(解散)

第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。

2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。

3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。

4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。

5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。

6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。

7 この会則は、令和2年7月21日から施行する。

8 この会則は、令和2年10月23日から施行する。

9 この会則施行の際、現に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の役

員、委員、顧問、参与、または専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員に委嘱されたものとみなす。